

図書館における資料の複写と著作権法 —法 30 条（私的複製）適用の可否を中心に—

吉田 貴紀

図書館における資料の複写サービスは一般に著作権法 31 条（図書館等における複製）に基づいて行われているが、著作物の一部分しか複製できないという制限があり、調査研究に支障を来す恐れがある。30 条（私的複製）では制限なく複製を行うことができ、図書館内でも利用者自ら複写を行うのであれば 30 条を適用できるとの説もあるが、これには賛否が分かれている。本卒業研究では、図書館内での複写に 30 条を適用することの可否を検討し、これを踏まえて図書館での複写の望ましい在り方を考察することを目的とした。

31 条の限界や問題点、図書館内での 30 条適用に対する各見解と根拠、複写サービスと著作権法が問題となった事例である多摩市立図書館事件や横浜市立図書館問題の検討を踏まえ、①31 条は図書館内における 30 条適用の可能性を否定するか、②30 条による複写で得た複製物を調査研究に利用することの可否、③利用者の複写に対する図書館の関与・責任、④自由な複製を認めることによる権利者への経済的被害の可能性の 4 点について考察した。

①については、現行の著作権法の成立経緯から、31 条の趣旨は旧法では認められなかった図書館職員による資料の複製を認めることであり、30 条を制限するものではなく両者は別個の規定であると考えられる。また、仮に 31 条以外認められないとすると手書きでメモを取ることに職員管理が必要になることから、図書館内では 31 条のみが排他的に適用されるのではなく、30 条と 31 条の両方に適用の可能性があると考えるのが妥当と思われる。

②については、業務か私的使用かの区別は必ずしも明確でないためある程度柔軟な解釈が必要であり、職業的な要素と完全に分離していないとしても、個人的に行われる調査研究に用いられるものに関しては、私的使用として許容されると考えられる。

③については、図書館が特定コンテンツの大量複製を誘発したり、複製される著作物の決定に直接的な影響力を行使しているとは言い難い。さらに図書館は広範な目的で利用されているため違法な複写を行う利用者が大半を占めるとはいえず、また利用者自ら行った複写について著作権侵害が成立しているか図書館が判断することも困難である。よって図書館に不法行為責任や侵害主体性を認めることは不相当であり、基本的に利用者の複写について図書館が責任を問われることはないと考えられる。

④については、図書館が書籍の売り上げを奪うという批判自体の根拠が薄弱であること、複写数は貸出数より少ないうえ既に絶版となった書籍が複写される場合もあるため売り上げに与える影響が少ない可能性があること、図書館が書籍の販売に良い影響を及ぼす可能性も指摘されていることを提示したが、より詳細な調査が行われることが期待される。

以上より、図書館における資料の複製には 30 条の適用が可能であると考えられる。図書館は 30 条を活用して柔軟に対応し、著作物の活用による文化の発展に資するべきであろう。

（指導教員 村井麻衣子）